

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3393号)

令和8年10月2日

横 情 審 答 申 第 3393 号

令 和 8 年 10 月 2 日

横浜市会議長 渡 邊 忠 則 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年10月21日議秘第401号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日～特定日にかけて、特定議員団が行った特定視察についての
報告書」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「特定年月日～特定日にかけて、特定議員団が行った特定視察についての報告書」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が令和7年8月21日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 条例第2条第1項で、実施機関とは、「市長、議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。」とされており、議員はこれに該当しない。
- (2) 条例第2条第2項で、行政文書とは、「実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定しているため、議員が個人的に保有している文書は行政文書に該当しない。
- (3) 政務活動費に係る事務について、横浜市会では「政務活動費の手引き」（以下「手引き」という。）を定めている。宿泊を伴う視察等については、手引き17頁のエ（イ）において、政務活動費の支出に当たっての留意事項の一つとして、「視察等を行った場合は、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておく必要があります。」としており、実施機関への提出義務は定めていない。つまり、会派や議員が視察に関する記録を保管

することを求めたものであって、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「政務活動費条例」という。）第6条第1項に定める実施機関に提出しなければならない書類に当たらない。

したがって、宿泊を伴う視察をした際の報告書は、実施機関へ提出されていないことから、実施機関は本件審査請求文書を保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部開示を求める。
- (2) 議員の視察報告書は、議員が作成し保持することになっており、実施機関の手になくとも、議員自身が保有している。実施機関は議員に提出を求め、開示する義務がある。
- (3) 「視察報告書」は、監査や裁判のために用意しておくものではなく、当該の視察旅行が、政務活動であったとの申告を実施機関にするために作成するものである。視察報告書を確認しないで政務活動であったとの確認ができるわけがなく、実施機関や議会局が政務活動であったとの確認をしないまま、その支出を認めているのであるから違法行為の疑いがある。
- (4) 監査委員に対して公開の場で約束したのであるから、議会局は視察報告書の公開について誠意をもって対応すべきである。

5 審査会の判断

(1) 政務活動費に係る事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と定めており、横浜市では、政務活動費条例に基づき、政務活動費を交付している。

政務活動費条例第6条第1項の規定により、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出を証する書類の写しを当該収支報告書に添付し、これを実施機関に提出する必要がある。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定視察の活動内容等が記載された報告書と解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 宿泊を伴う視察等を行った場合、手引き17頁のエ（イ）に記載された留意事項に基づき、会派又は議員は視察に係る報告書や視察先で受領した資料等を整えておく必要があるが、政務活動費条例及び手引きでは、実施機関への提出は義務付けられておらず、会派又は議員が保管することとされている。そのため、本件において、特定視察に係る報告書は実施機関に提出されていない。

(イ) 政務活動費条例で実施機関に提出が義務付けられている書類は、収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しである。

実施機関には、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しとして、特定視察に係る領収書が提出されているが、当該領収書は特定視察で要した費用の支払を証するものであり、特定視察に係る報告書ではない。また、会派として実施機関に提出された収支報告書には、特定視察の活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等は記載されていない。

(ウ) 以上のことから、本件審査請求文書は会派又は議員から実施機関へ提出されていないため、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件審査請求文書は、会派又は議員に対し実施機関へ提出を求めている文書ではなく、実際に実施機関へ提出されていない以上、文書を取得しておらず保有していないという実施機関の主張は不自然かつ不合理なものではなく、他に対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして、不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 大関亮子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 10 月 21 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 11 月 7 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 8 年 8 月 6 日 (第56回第四部会)	・ 審議
令 和 8 年 9 月 3 日 (第57回第四部会)	・ 審議